「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.4)(令和3年3月29日)」より抜粋

【認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護】

○ 運営推進会議を活用した評価

問 25 認知症グループホームの運営推進会議には、地域密着型サービス基準が定める全てのメンバー(利用者、市町村職員、地域住民の代表者(町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等))が毎回参加することが必要となるのか。

(答)

- ・毎回の運営推進会議に、全てのメンバーが参加しなければならないという趣旨ではなく、 会議の議題に応じて、適切な関係者が参加することで足りるものである。
- ・ ただし、運営推進会議のうち、今般の見直しにより導入する「運営推進会議を活用した評価」として実施するものについては、市町村職員又は地域包括支援センター職員、認知症対応型共同生活介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必須である。

問 26 今般、認知症グループホームにおける第三者評価は、外部の者による評価と運営 推進会議における評価のいずれかから受けることとされたが、運営推進会議における 評価を実施した場合、第三者評価及び運営推進会議の両方を開催したものとして取り 扱うのか。

(答)

- 貴見のとおり。
- ・ なお、今回の改定は、運営推進会議の開催頻度について現行のおおむね年間6回(2月に1回)以上開催することを変更するものではなく、このうち1回以上をサービスの質を評価する回としてよいという意味であること。
- 問 27 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第 97 条 第 8 項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」において、事業所の外部 評価の実施回数について、本来 1 年に 1 回以上のところ、 2 年に 1 回とすることができる場合の要件の一つとして「過去に外部評価を 5 年間継続して実施している」ことが挙げられているが、運営推進会議における評価を行った場合、外部評価を実施したとみなして継続年数に算入することができるか。

(答)

できない。継続年数に算入することができるのは、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 97 条第8項第1号に規定する外部の者による評価を行った場合に限られる。